

例規・協定編

千代田区災害対策基本条例

平成18年 3月 9日条例第 8号

平成25年12月 9日条例第34号

平成29年 6月23日条例第15号

前文

千代田区には、このまちを愛し住み続ける人々がおり、このまちで働き学ぶ多くの人々がいる。これらの人々の生命、財産及び生活を、災害から守るため、減災に努めるとともに、災害が生じたときには、直ちに応急体制を確立し、確かな復興を実現していくことは、区に課せられた重要かつ基本的な責務である。

さらに、千代田区は、日本の政治経済の中核機能が高度に集積するいわば日本の心臓部に当たる。そのため、災害対策においては、これらの機能の維持と復旧に資することが求められるとともに、膨大な帰宅困難者への対応も必要となる。

地震や台風等による自然災害及び大規模な事故やテロ等による人為的災害を、未然に防止することは困難であるが、災害に強いまちづくりを推進するために、人々の協力による地域防災力の向上を図る等の減災対策を講じることにより、その被害を最小限にとどめることができる。

防災の基本理念として、従来、自分の生命財産は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政責任としての「公助」があるとされてきている。しかし、千代田区では、その地域特性を踏まえると、地域共同体の共助を基本としながらもより広く、人道的支援も含めて、災害時に千代田区にあるすべての人々が相互に助け合い、支え合うことを新たな理念としてとらえることが必要であり、これを「協助」とする。

このような「自助」「協助」「公助」の理念のもとに、千代田区に関わるすべての人々及び行政が、相互に補完しあい、連携していくことにより災害対策に取り組んでいくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、区、区民、昼間区民、事業者その他区に関わる者の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害の予防、減災及び応急の措置並びに復興に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から保護し、あわせて首都機能の維持と安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減災 災害が発生した場合における被害を最小限にとどめることをいう。
- (2) 防災力 災害を予防し、また減災する能力をいう。
- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 昼間区民 区民以外の者であって、恒常的に区内で活動するものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

1 災害対策基本条例

- (6) 帰宅困難者 昼間区民その他区内に滞在する者並びに災害時に通行途上で区内に留まることとなった者及び区内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができないものをいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (8) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設をいう。
- (9) 災害時退避場所 帰宅困難者その他の者が災害発生直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するために一時的に退避する場所をいう。
- (10) 帰宅困難者一時受入施設 帰宅困難者を一時的に受け入れ、円滑な帰宅が可能となるよう情報提供等を行うための施設で、区との協定に基づき整備されたものをいう。
- (11) 自主防災組織 災害の防止又は減災を図るための地域における自発的な組織をいう。

(基本理念)

- 第3条 区の災害対策は、区民、昼間区民及び事業者並びに帰宅困難者その他災害時に区にある者（以下この条において「区にある者」という。）が、自らの生命、身体及び財産は、自己の責任により自ら守るという自助の理念のもとに、各自が防災力を向上させ、災害の予防と減災に努めることにより行われる。
- 2 区の災害対策は、区にある者が、相互扶助及び人道的支援の観点から、より広く協力し助け合うという協力の理念のもとに、地域の防災力を向上させ、災害の予防と減災に努め、また復旧に当たることにより行われる。
- 3 区の災害対策は、区が、基礎的自治体として区にある者の生存と安全を確保するという公助の理念のもとに、防災力の高い安全なまちづくりを推進するとともに自助及び協力を支援することにより、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧及び早期復興の実現を図ることにより行われる。

第2章 自助

(区民及び昼間区民の自助)

- 第4条 区民及び昼間区民は、自助の理念にのっとり、自己の安全の確保に努めなければならない。
- 2 区民及び昼間区民は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。
- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全性の向上
 - (2) 自ら必要とする物資の確保
 - (3) 初期消火に必要な用具の準備
 - (4) 避難経路、避難所及び避難方法についての確認
 - (5) 災害対策に関する知識及び技術の習得
 - (6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保

(事業者の自助)

- 第5条 事業者は、自助の理念にのっとり、また、その事業活動を行うに当たっての社会的責任を自覚し、従業員及び顧客（以下「従業員等」という。）の安全の確保に努めなければならない。
- 2 事業者は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。
- (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上

- (2) 従業員等が必要とする物資の備蓄及び機材の確保
 - (3) 初期消火に必要な用具の準備
 - (4) 避難経路及び避難方法についての整備及び従業員等への周知
 - (5) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主防災組織の編成
 - (6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知
- 3 事業者は、災害時において、帰宅困難者となった従業員等が、地域の混乱を生じさせることのないようにしなければならない。

(帰宅困難者等の自助)

第6条 帰宅困難者となるおそれのある者は、自助の理念にのっとり、携帯食料その他の災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めなければならない。

- 2 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時の家族との連絡手段の確保及び帰宅経路の確認に努めなければならない。
- 3 帰宅困難者となった者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅の可能性に関する情報の収集並びに食糧及び飲料水の確保に努めなければならない。

(建築物等の安全対策)

第7条 区民、事業者は、その設置又は管理する建築物の安全性を向上させるため、耐震診断及び耐震改修に取り組まなければならない。

- 2 中高層建築物の設置者及び管理者は、窓ガラス及び外壁等の落下防止並びにエレベーター設備の安全対策に取り組まなければならない。
- 3 地下鉄、地下街、その他地下に設置された施設の設置者及び管理者は、防災設備の点検、避難経路の確保、豪雨時の浸水防止その他施設の災害対策の推進に取り組まなければならない。
- 4 区内に所在する人の居住の用に供する建築物の設置者及び管理者は、災害から居住者を守るため、建築物の安全性についてより一層の配慮をしなければならない。

(生活必需物資の備蓄)

第8条 区民及び昼間区民は、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を確保するようにしなければならない。

- 2 事業者は、従業員等のため、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を備蓄しなければならない。
- 3 中高層建築物その他災害時において物資の補給経路に支障を生じるおそれのある住居の居住者は、災害の復旧までの間に必要な食糧、飲料水その他の生活必需物資を備蓄しなければならない。

1 災害対策基本条例

第3章 協助

（区民及び昼間区民の協助）

第9条 区民及び昼間区民は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業（総合防災訓練、地区別防災訓練、帰宅困難者避難訓練、企業向け講演会等をいう。以下同じ。）に協力するとともに、災害時における負傷者の救護その他減災のための諸活動への参加及び災害からの復旧に努めなければならない。

（事業者の協助）

第10条 事業者は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧に努めなければならない。

2 事業者は、地域に対する災害対策活動を実施するとともに、帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めなければならない。

（災害時協力体制の事前整備）

第11条 区民、昼間区民及び事業者は、自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

2 区民、昼間区民及び事業者は、災害時における区内団体との協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

3 区民、昼間区民及び事業者は、協助のため、地域コミュニティの醸成に努めなければならない。

（帰宅困難者の協助）

第12条 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなければならない。

（要配慮者の援護）

第13条 区民、昼間区民及び事業者並びに自主防災組織（以下「区民等」という。）は、協助の理念にのっとり、区と協力して、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう援護しなければならない。

2 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、災害時における要配慮者の援護に努めなければならない。

（帰宅困難者の支援）

第14条 区民等は、協助の理念にのっとり、帰宅困難者対策地域協力会を結成するよう努めなければならない。

2 区民等は、協助の理念にのっとり、区と協力して、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援に努めなければならない。

(大学等の協助)

第 15 条 大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を区内に設置している者は、学生ボランティアの育成及び帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めるものとする。

(避難所及び帰宅困難者一時受入施設の開設協力及び運営)

第 16 条 区民等及び帰宅困難者対策地域協力は、災害時における避難所の開設に協力し、区と連携してその運営に当たるものとする。

2 区民等及び帰宅困難者対策地域協力は、災害時における帰宅困難者一時受入施設の開設及び運営に協力するものとする。

(応急医療体制の整備)

第 17 条 区民等は、区の推進する災害時における応急医療体制の整備及びその実施に協力するものとする。

(ボランティアによる支援)

第 18 条 ボランティアは、協助の理念にのっとり、区民等及び区と連携協力して支援活動を行うものとする。

2 区民等は、ボランティアを受け入れ、ボランティアによる被災者に対する支援活動が円滑に実施されるよう、区が実施するボランティアによる防災活動の環境の整備に協力するものとする。

第 4 章 公助

(区長の基本的責務)

第 19 条 区長は、公助の理念にのっとり、災害の予防、減災及び応急の措置のために必要な災害対策の策定及び推進並びに地域防災体制の整備を行い、区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から守り、その安全を確保し、首都機能の維持に資するよう努めなければならない。

2 区長は、区民等及びボランティア団体と連携協力するとともに、これらの団体等への助成その他必要な支援を行うことにより、自助及び協助による地域防災活動を促進しなければならない。

3 区長は、国、東京都（以下「都」という。）、関係区市町村及び防災関係機関（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 号及び第 6 号に規定する機関をいう。以下同じ。）との連携協力を努めなければならない。

4 区長は、区の職員の防災力の向上に努めるとともに、区の職員を災害対策要員として確保しなければならない。

5 区長は、災害に関する正確な情報を、速やかにかつ確実に、収集し伝達しなければならない。

6 区長は、災害発生後の区民生活の再建、安定及び復興に向けた施策の推進を図らなければならない。

1 災害対策基本条例

(災害対策事業計画)

第 20 条 区長は、千代田区地域防災計画（法第 42 条の規定に基づく計画をいう。）に基づく災害対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策事業計画を策定しなければならない。

(災害対策体制の確立)

第 21 条 区長は、災害時においては、災害対策本部（法第 23 条の 2 第 1 項の規定により設置する市町村災害対策本部をいう。以下同じ。）を中心とする応急体制を確立しなければならない。

(避難所の開設及び運営)

第 22 条 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。

2 区長は、区民及び事業者並びに自主防災組織と連携して、避難所の運営に当たるものとする。

(応急医療体制の整備)

第 23 条 区長は、あらかじめ、災害時における応急医療体制を整備し、災害時においては、区民等及び医療機関と連携協力して、迅速にその実施を図り、被災者に周知するとともに、救援に当たらなければならない。

(災害時協力体制の整備)

第 24 条 区長は、あらかじめ、災害時における区民等及び区内団体との協力体制を、人、物及び情報の流れの観点から構築し、整備しておかなければならない。

2 区長は、ボランティアによる被災者に対する円滑な支援活動を確保するため、必要な物資及び機材並びに活動拠点を準備しておかなければならない。

3 区長は、区民等、帰宅困難者及びボランティアによる減災のための諸活動が、円滑かつ効果的に実施されるよう、総合的な調整を行うものとする。

(備蓄物資の整備)

第 25 条 区長は、災害時における必要な物資を確保するため、備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(要配慮者の援護の推進)

第 26 条 区長は、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう、あらかじめ援護体制を整備し、災害時においては要配慮者を援護しなければならない。

2 区長は、第 13 条に規定する協力による要配慮者の援護をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。

(帰宅困難者対策の推進)

第 27 条 区長は、帰宅困難者となるおそれのある者に対し、避難訓練の実施その他必要な支援を行い、第 6 条に規定する自助の活動を促進しなければならない。

2 区長は、災害時退避場所を整備しなければならない。

3 区長は、帰宅困難者対策地域協力会の結成及びその活動を支援しなければならない。

- 4 区長は、帰宅困難者の円滑な帰宅及び区民生活の復旧を図るため、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進し、地域の混乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 区長は、第14条第2項に規定する協助による帰宅困難者の支援をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。
- 6 区長は、帰宅困難者対策について、国及び都に対して必要な要請を行うとともに、連携の強化に努めなければならない。

(復興対策の推進)

第28条 区長は、災害により区内に甚大な被害が発生した場合、国、都、関係区市町村、防災関係機関その他関係諸機関と連携協力して被災地の復興に努めなければならない。

- 2 区長は、前項の場合には、区民生活の円滑な再建を図り、首都機能の速やかな回復に資するため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

第5章 補則

(顕彰)

第29条 区長は、防災に対する認識が高く、その取組みが他の模範となる個人又は団体を、防災貢献者として表彰し、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月9日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

千代田区防災会議条例

昭和 38 年 7 月 13 日 条例第 7 号
改正 昭和 49 年 4 月 1 日 条例第 3 号
平成 12 年 3 月 28 日 条例第 14 号
平成 14 年 3 月 20 日 条例第 27 号
平成 25 年 3 月 29 日 条例第 8 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）。以下「法」という。
第 16 条第 5 項の規定に基づき、千代田区防災会議（以下「防災会議」という。）
の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 千代田区（以下「区」という。）地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 会長は、防災会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が任命又は委嘱する。

- (1) 陸上自衛隊の隊員
- (2) 東京都の知事の部内の職員
- (3) 警視庁の警察官
- (4) 東京消防庁の消防吏員
- (5) 区の消防団長
- (6) 区長の部内の職員
- (7) 区の教育委員会の教育長
- (8) 法第 2 条第 1 項第 5 号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が定める者
- (10) その他区長が定めるもの

6 前項の委員の総数は、60 人以内とする。

7 第 5 項第 9 号及び第 10 号に掲げる者のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員および学識経験のある者のうちから、区長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命又は委嘱する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

4 幹事の総数は、40 人以内とする。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議

に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第14号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月19日条例第27号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

千代田区防災会議運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、千代田区防災会議条例（昭和38年千代田区条例第7号）第6条の規定に基づき、千代田区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招 集)

第2条 会議は必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めたときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め関係委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委 任)

第5条 会議は、その所掌に関する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するために会議に出席することができる。

附 則

この規程は、条例公布の日から施行する。

千代田区防災会議委員名簿

会長（1名）

令和5年7月1日現在

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
会 長	千代田区長	3264-2111

委員（44名）

(1) 防災会議条例第3条第5項第1号の陸上自衛隊の隊員（1名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	陸上自衛隊 第1普通科連隊 第1中隊 中隊長	3933-1161

(2) 防災会議条例第3条第5項第2号の東京都の知事の部内の職員（4名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	東京都第一建設事務所長	3542-0682
〃	東京都水道局中央支所長	3256-6186
〃	東京都下水道局中部下水道事務所長	3270-8315
〃	東京都交通局日比谷駅務管区管区長	3211-1901

(3) 防災会議条例第3条第5項第3号の警視庁の警察官（5名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	警視庁第一方面本部長	3581-4321
〃	麹町警察署長	3234-0110
〃	丸の内警察署長	3213-0110
〃	神田警察署長	3295-0110
〃	万世橋警察署長	3257-0110

2 防災会議

(4) 防災会議条例第3条第5項第4号の東京消防庁の消防吏員（4名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	東京消防庁第一消防方面本部長	3222-0119
〃	丸の内消防署長	3215-0119
〃	麴町消防署長	3264-0119
〃	神田消防署長	3257-0119

(5) 防災会議条例第3条第5項第5号の区の消防団長（3名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	丸の内消防団長	3287-5100
〃	麴町消防団長	3261-2023
〃	神田消防団長	3831-4933

(6) 防災会議条例第3条第5項第6号の区長の部内の職員（8名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	千代田区副区長	3264-2111
〃	千代田区副区長	〃
〃	千代田区保健福祉部長	〃
〃	千代田区地域保健担当部長	〃
〃	千代田区地域振興部長	〃
〃	千代田区環境まちづくり部長	〃
〃	千代田区政策経営部長	〃
〃	千代田区政策経営部行政管理担当部長	〃

(7) 防災会議条例第3条第5項第7号の区教育長（1名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	千代田区教育長	3264-2111

(8) 防災会議条例第3条第5項第8号の法第2条第1項第5号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員（8名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社長	6374-3911
〃	東日本電信電話株式会社 東京南支店長	6384-4102
〃	東京ガス株式会社 東京中支店長	5400-7512
〃	東日本旅客鉄道株式会社 東京駅長	3214-6810
〃	首都高速道路株式会社 東京西局副局長	3264-8406
〃	日本郵便株式会社 東京中央郵便局局長	3217-5427
〃	日本郵便株式会社 神田郵便局局長	3257-6405
〃	日本郵便株式会社 麹町郵便局局長	3263-1876

(9) 区防災会議条例第3条第5項第10号の区長の定める者（11名）

役 名	勤 務 職 名	電 話 (勤務先)
委 員	宮内庁管理部管理課長	3213-1111
〃	東京地下鉄株式会社 大手町駅務管区長	3216-5440
〃	首都圏新都市鉄道株式会社 運輸部秋葉原駅務管理所長	3839-7352
〃	国土交通省東京国道事務所 事務所長	3512-9064
〃	千代田区医師会会長	3265-0203
〃	神田医師会会長	3251-6878
〃	千代田区歯科医師会会長	3946-2182
〃	丸の内歯科医師会会長	3212-1056
〃	麹町歯科医師会会長	3262-3336
〃	千代田区薬剤師会会長	3866-4615
〃	千代田区教育委員会 子ども部長	3264-2111

2 防災会議

千代田区防災会議幹事名簿

31 名

令和 5 年 7 月 1 日現在

役 名	職 名	電 話 (勤務先)
幹 事	陸上自衛隊 第 1 普通科連隊 第 1 中隊 第 2 小隊長	3933-1161
〃	東京都第一建設事務所 補修課長	3542-0682
〃	東京都水道局 千代田営業所長	5298-5351
〃	東京都下水道局中部下水道事務所 お客さまサービス課長	3270-8324
〃	東京都交通局日比谷駅務管区副管区長	3211-1901
〃	麹町警察署 警備課長	3234-0110
〃	丸の内警察署 警備課長	3213-0110
〃	神田警察署 警備課長	3295-0110
〃	万世橋警察署 警備課長	3257-0110
〃	第一消防方面本部 防災係長	3222-0119
〃	丸の内消防署 警防課長	3215-0119
〃	麹町消防署 警防課長	3264-0119
〃	神田消防署 警防課長（消防指令長）	3257-0119
〃	東京電力パワーグリッド株式会社 銀座支社 地域渉外担当	6374-3887
〃	東日本電信電話株式会社 東京南支店 設備部長	3444-7910
〃	東京ガス株式会社 東京中支店 地域広報担当課長	5400-7512
〃	東日本旅客鉄道株式会社 東京駅 副駅長	3214-6810
〃	東京地下鉄株式会社 大手町駅務管区 大手町地域首席助役	3216-5440
〃	首都高速道路株式会社 東京西局保全管理課 危機管理担当課長	3264-8406
〃	首都圏新都市鉄道株式会社 運輸部 秋葉原駅務管理所 副所長	3839-7352

役 名	職 名	電 話 (勤務先)
幹 事	宮内庁管理部皇居東御苑 管理事務所長	3213-2050
〃	皇宮警察本部 警備部警備第一課調査官	3231-3115
〃	日本郵便株式会社 東京中央郵便局 窓口営業部課長	3217-5427
〃	国土交通省東京国道事務所 防災情報課長	3512-9064
〃	千代田区医師会 事務長	3264-5449
〃	神田医師会 事務長	3291-0450
〃	千代田歯科医師会 防災委員会 委員長	3233-4618
〃	丸の内歯科医師会 理事	3287-2888
〃	麹町歯科医師会 幹事	3261-5361
〃	千代田区薬剤師会 副会長	3262-3336
〃	千代田区 政策経営部災害対策・危機管理課長	3264-2111

2 防災会議

防災関係機関一覧

防 災 関 係 機 関		住 所	電 話	備 考
区	千代田区役所	九段南 1-2-1	3264-2111	
警察署	麹町警察署 丸の内警察署 神田警察署 万世橋警察署	麹町 1-4-5 有楽町 1-9-2 神田錦町 2-2 外神田 1-16-5	3234-0110 3213-0110 3295-0110 3257-0110	
消防署	丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	大手町 1-3-5 麹町 1-12 外神田 4-14-3	3215-0119 3264-0119 3257-0119	
供給機関	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社 東京ガス株式会社東京中支店 東京都水道局中央支所	港区芝公園 2-2-4 港区海岸 1-5-20 内神田 2-1-12	6374-3911 5400-7512 3256-6186	
通信機関	(株)NTT東日本 東京事業部 東京南支店	港区白金台 3-14-6 NTT 白金ビル 4 階	3444-7936	
郵便局	日本郵便株式会社 東京中央郵便局	丸の内 2-7-2	3217-5247	
	日本郵便株式会社 麹町郵便局	九段南 4-5-9	3263-1876	
	日本郵便株式会社 神田郵便局	神田淡路町 2-12	3257-6405	
交通機関	【JR 東日本】 東京駅 有楽町駅 神田駅 秋葉原駅 御茶ノ水駅 水道橋駅 飯田橋駅 市ヶ谷駅 四ッ谷駅	丸の内 1-9-1 有楽町 2-9-1 鍛冶町 2-13-1 外神田 1-17-6 神田駿河台 2-6 三崎町 2-22-1 飯田橋 4-10-2 五番町 2 新宿区四谷 1 丁目無番地	050-2016-1600 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	

防 災 関 係 機 関		住 所	電 話	備 考
交 通 機 関	【東京地下鉄】			
	(銀座線)			
	末広町駅	外神田 4-7-3	3251-0518	
	神田駅	神田須田町 1-16	3251-2241	
	(丸の内線)			
	四ッ谷駅	新宿区四谷 1-1	3351-1010	
	淡路町駅	神田淡路町 1-2	3292-0540	
	大手町駅	大手町 1-6-1	3216-5440	
	東京駅	丸の内 1-6-5	3231-5652	
	霞ヶ関駅	霞が関 2-1-2	3501-3606	
	国会議事堂前駅	永田町 1-7-1	3581-2479	
	(日比谷線)			
	秋葉原駅	神田佐久間町 1-21	3253-5301	
	日比谷駅	有楽町 1-5-1	3501-6068	
	霞ヶ関駅	霞が関 2-1-2	3501-3606	
	(東西線)			
	飯田橋駅	新宿区神楽坂 1-13	3267-2638	
	九段下駅	九段南 1-6-1	3261-2090	
	竹橋駅	一ツ橋 1-1-1	3211-6094	
	大手町駅	大手町 2-1-1	3216-5440	
	(千代田線)			
	新御茶ノ水駅	神田駿河台 3 先	3253-4989	
	大手町駅	大手町 1-6-1	3216-5440	
	二重橋駅	丸の内 2-3-1	3214-0691	
	日比谷駅	有楽町 1-5-1	3501-6068	
	霞ヶ関駅	霞が関 2-1-2	3501-3606	
	国会議事堂前	永田町 1-7-1	3581-2479	
	(有楽町線)			
	飯田橋駅	新宿区神楽坂 1-13	3267-2638	
	市ヶ谷駅	新宿区市谷田町 1 先	3260-3231	
	麴町駅	麴町 3-2 先	3261-4161	
	永田町駅	永田町 1-11-28 先	3581-7788	
	桜田門駅	霞が関 2-1-1	3581-3993	
	有楽町駅	有楽町 1-11-1	3211-5671	

2 防災会議

防 災 関 係 機 関		住 所	電 話	備 考
交 通 機 関	(半蔵門線)			
	半蔵門駅	麹町 1-6 先	3263-5600	
	永田町駅	永田町 1-11-28 先	3581-7788	
	九段下駅	九段南 1-6-1	3261-2090	
	神保町駅	神田神保町 2-2	3230-3657	
	大手町駅	大手町 1-6-1	3216-5440	
	(南北線)			
	飯田橋駅	新宿区神楽坂 1-13	3267-2638	
	市ヶ谷駅	新宿区市谷田町 1 丁目先	3260-3231	
	四ッ谷駅	新宿区四谷 1-3	3359-0212	
	永田町駅	永田町 1-11-28 先	3581-7788	
	溜池山王駅	永田町 2-11-1	3505-3071	
	【都営地下鉄】			
	(都営三田線)			
	神保町駅	神田神保町 2-1	3291-2755	
	大手町駅	丸の内 1-3-1 先	3211-1962	
	日比谷駅	有楽町 1-13-1 先	3211-1901	
	内幸町駅	内幸町 2-2-3 先	3591-6550	
	(都営新宿線)			
	市ヶ谷駅	九段南 4-8-22	3234-6251	
そ の 他 の 機 関	九段下駅	九段北 1-13-19	3234-7621	
	神保町駅	神田神保町 2-7	3234-5751	
	小川町駅	神田小川町 1-6	3251-3801	
	岩本町駅	神田岩本町 1	3255-8591	
	(都営大江戸線)			
	飯田橋駅	文京区後楽 1-9-5	5689-4264	
	【首都圏新都市鉄道】			
	(つくばエクスプレス)			
	秋葉原駅	神田佐久間町 1-6-10	0570-000-298	
	東京都下水道局中部下水道 事務所	大手町 2-6-3	3270-8317	
そ の 他 の 機 関	東京都第一建設事務所	中央区明石町 2-4	3542-0682	
	国土交通省東京国道事務所	九段南 1-2-1	3512-9090	
	首都高速道路(株)	平河町 2-16-3	3264-8406	
	東京西局			
	(財) 日本道路交通情報 センター (九段センター)	九段南 1-6-17	3264-1331	

千代田区災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 13 日 条例第 8 号
改正 平成 8 年 3 月 29 日 条例第 3 号
平成 25 年 3 月 29 日 条例第 7 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、千代田区災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第 2 条 本部に本部会議及び班を置く。

- 2 本部会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）で構成する。
- 2 班に班長を置く。
- 3 本部員及び班に属する職員は、千代田区規則（以下「規則」という。）で定める。

(本部長等の職務)

- 第 3 条 本部長は、本部の事務を総括し、本部員その他の本部の職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 本部員は、上司の命を受け、本部の事務に従事する。
 - 4 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理する。
 - 5 班に属する職員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

(委 任)

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日 条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

千代田区災害対策本部条例施行規則

昭和 40 年 4 月 16 日規則第 27 号
改正 昭和 43 年 6 月 5 日規則第 33 号
～
改正 令和 4 年 3 月 10 日規則第 5 号

千代田区災害対策本部条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、千代田区災害対策本部条例（昭和38年千代田区条例第 8 号。以下「条例」という。）第 2 条及び第 4 条の規定に基づき、千代田区災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及びその所掌事務等について必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長)

第 2 条 千代田区災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、千代田区長（以下「区長」という。）をもって充てる。

(副本部長)

第 3 条 千代田区災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、次の職にある者をもって充てる。

(1) 副区長

(2) 千代田区教育委員会教育長

2 条例第 3 条第 2 項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位は、前項に掲げる順位による。

(本部員)

第 4 条 千代田区災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 千代田区組織規則（昭和50年千代田区規則第19号）第 9 条第 1 項に定める部長及び同条第 2 項に定める担当部長

(2) 千代田区教育委員会事務局処務規則（平成 3 年千代田区教育委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項に定める部長及び同条第 2 項に定める担当部長

(3) 会計管理者、監査委員事務局長及び区議会事務局長

(4) 地域振興部安全生活課長並びに環境まちづくり部環境まちづくり総務課長並びに政策経

営部総務課長、同部広報広聴課長及び同部災害対策・危機管理課長

- 2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、千代田区（以下「区」という。）に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。
- 3 本部員は、特に定める場合又は特に指定された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。

（班の名称等）

第5条 本部の班の名称及びその担当業務は、別表のとおりとする。

- 2 区に勤務する職員の属する班は、区長が指定する。
- 3 班長は、班に属する職員のうちから本部長が指名する。

（本部会議）

第6条 本部長は、本部会議の会議を招集し、次の事項について、本部の基本方針を審議し、及び策定する。

- （1） 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - （2） 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - （3） 避難の指示等に関すること。
 - （4） 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
 - （5） 他の区市町村との相互応援に関すること。
 - （6） 都知事、政府機関及び公共機関等に対する応援の要請に関すること。
 - （7） 災害時の協定締結団体等に対する応援・協力要請に関すること。
 - （8） 公用令書による公用負担に関すること。
 - （9） 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - （10） 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第2条から第4条までに定める者以外の者を前項の会議に出席させることができる。
 - 3 本部長は、区内に設置された消防署の署長又は当該各署長が指名する当該各消防署の消防職員に対し、第1項の会議に出席するよう求めることができる。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

3 本部体制

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

班名	担当する震災応急対策業務
総括班	災害対策活動全般の総合調整（震災応急対策、復旧・復興計画全般）
機動班	災害対策本部の設置、各班の支援・応援
初動調査班	区内被害状況の把握、各種機器による伝達 区内調査（職員住宅）・職員の連絡体制・職員の参集状況把握
広報班	災害広報、報道対応、交通規制情報の把握、被災状況の把握・集計・記録
防災機関調整班	電気・ガス・水道・地下街・警察・消防・自衛隊等防災関係機関との連絡調整
受援担当班	国・都・姉妹都市・協定自治体・協定団体・他の自治体等との連絡調整
ボランティア調整班	ボランティア等の受入れ・管理・調整
施設班	庁舎の保全、区立施設の管理・被害状況把握・情報機器等の状況把握・応急復旧・修繕業務
相談班	区民からの問合せ対応・相談業務 被災外国人対応・大使館との連絡調整
避難所班	避難所の開設、避難所運営協議会との連絡調整、備蓄物資の配布（備蓄倉庫）、ペット・動物の収容保護
教育班	園児・児童・生徒の保護・安全管理、区立学校・保育園・幼稚園・こども園・児童館・認証保育所・臨時保育施設の管理・運営、応急教育
避難行動要支援者支援班	避難行動要支援者の状況調査・保護・支援、民間福祉施設との連絡調整、被災者生活再建支援 福祉避難所の開設・運営

出張所班	管内被災状況の把握、相談業務
援護班	行方不明区民・遺体の集計、管理
帰宅困難者対応班	災害時退避場所・帰宅困難者一時受入施設の状況把握
救援物資班	救援物資の受け入れ・管理・配布
応急給水班	日比谷公園、東郷元帥記念公園、一橋高校の各応急給水槽の運用・操作
輸送班	各班の要請に伴う輸送業務、庁有車の管理・配車
医療救護活動拠点班	医師会・歯科医師会・病院との連絡調整、医療救護所の開設・運営 医療ニーズに係る調整・情報交換、医療機関の被害情報の収集、けが人の収容・搬送
保健班	避難所等における保健衛生対策活動
環境衛生班 食品衛生班 防疫班 動物班	食品衛生・環境衛生の監視、防疫活動
建物調査班	建物等の調査（民間）・応急危険度判定・調査員の管理・運用、被災文化財調査 建物のアスベスト調査・対応
応急土木班	道路・橋梁の管理・復旧、道路障害物の除去、応急土木資材の調達・運用
環境班	ごみ・がれき・し尿の収集・処理、仮設トイレの設置・管理
清掃班	災害地清掃
り災調査班	り災証明発行準備、都との連絡調整、出張所との連絡調整

災害時の医療救護活動についての協定書

東京都千代田区を「甲」とし、社団法人〇〇医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、千代田区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、千代田区地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

3 前項の定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 医師 | 1 名 |
| (2) 看護師 | 1 名 |
| (3) その他補助事務 | 1 名 |

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、甲の救護活動に基づく実施計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が設置する救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

ただし、大災害時等で輸送が困難な場合は、指定された救護所に各班が独自に集合する。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第9条 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲が東京都の指定する後方医療施設等へ搬送する。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア. 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ. 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前 (1) に係る経費

2 前項 (1) アの定めによる費用弁償の額については、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会(三者協)で決定した災害医療救護従事者の実費弁償額に原則として準ずる。

又、(1) イの定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助費)

第13条 甲の要請に基づき、乙が行った医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、「災害救助法」(昭和22年法律第118号)に基づき算出した額とし、甲が負担するものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 乙の医療救護活動において医事紛争が生じた場合は、乙は甲に速やかに報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議のうえ誠意を以て解決のため適切な処置をとるものとする。

4 医療救護活動

(災害医療運営連絡会の設置)

第 15 条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する千代田区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(協定期間)

第 16 条 この協定期間は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(細 目)

第 17 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 18 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成 8 年 5 月 28 日

東京都千代田区九段南一丁目 6 番 11 号
甲 東京都千代田区
代表者 千代田区長 木 村 茂

東京都千代田区五番町 4 番地 4
乙 社団法人 千代田区医師会
代表者 会 長 米 川 潔

東京都千代田区神田小川町二丁目 8 番地
乙 社団法人 神田医師会
代表者 会 長 隠 岐 悦 宏

災害時の歯科医療救護活動についての協定書

東京都千代田区を「甲」とし、社団法人〇〇歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、千代田区地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、千代田区地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、歯科医療救護班を、神田・麹町保健所に派遣するものとする。

3 前項の定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 1名
- (2) 歯科衛生士 1名
- (3) その他補助事務 1名

(災害歯科医療救護の実施)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、甲の定める救護活動計画に協力するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 千代田保健所及び千代田保健所麹町庁舎における避難者に対する応急の歯科診療処置等
- (3) 救護所等への巡回歯科診療及び歯科相談
- (4) 歯科医療施設を救護所として指定した場合は、歯科医療施設が歯科医療救護班の役割を持って活動する

(指揮命令)

第5条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

(医薬品等の備蓄)

第6条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

(合同訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、必要な協力を行うものとする。

4 医療救護活動

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア. 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ. 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前 (1) に係る経費

2 前項 (1) アの定めによる費用弁償の額については、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会(三者協)で決定した災害医療救護従事者の実費弁償額に原則として準ずる。

又、(1) イの定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助費)

第10条 甲の要請に基づき、乙が行った歯科医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、「災害救助法」(昭和22年法律第118号)に基づき算出した額とし、甲が負担するものとする。

(医事紛争の処理)

第11条 乙の歯科医療救護活動において医事紛争が生じた場合は、乙は甲に速やかに報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、速やかに調査し、甲乙協議の上誠意を以て解決のため適切な処置をとるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(細 目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成8年5月28日

東京都千代田区九段南一丁目6番11号
甲 東京都千代田区
代表者 千代田区長 木 村 茂

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
乙 社団法人 丸の内歯科医師会
代表者 会 長 並 木 俊 雄

東京都千代田区九段南四丁目8番30号
乙 社団法人 麹町歯科医師会
代表者 会 長 齊 藤 勲

東京都千代田区神田須田町一丁目7番地
乙 社団法人 千代田区歯科医師会
代表者 会 長 笠 島 信 也

災害時における応急医薬品等の優先供給 及び医療救護活動に関する協定書

災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関し、東京都千代田区（以下「甲」という。）と〇〇薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生したとき、又は発生する恐れがある場合において千代田区地域防災計画に基づく医療救護活動を円滑に行うため、区内医薬品等販売事業者の協力を得て、応急医薬品等の確保を図ること及び医療救護活動に対する協力を得ることを目的とする。

（要 請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急医薬品等の調達を必要と認めたときは乙に対し品名、数量、納入場所及び日時、その他必要な事項を明らかにして供給の要請をするものとする。

2 甲は、千代田区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

3 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、薬剤師を、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

4 乙に対する甲の要請手続きについては、千代田区防災課長又は千代田区地域防災計画に定める関係部の部長が行うものとする。

（薬剤師の活動場所）

第3条 薬剤師は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師の業務）

第4条 薬剤師の業務は次のとおりとする。

(1) 救護所等における傷病者等に対する薬剤、服薬指導

(2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理、納入

（指揮命令）

第5条 薬剤師に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第6条 薬剤師は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(合同訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、必要な協力を行うものとする。

(調剤費)

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用負担)

第9条 甲は、乙の納入した応急医薬品の代金及びその所要経費を負担するものとする。
この場合の応急医薬品の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師の編成、派遣に伴うもの

ア. 薬剤師の編成、派遣に要する経費

イ. 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項(1)アの定めによる費用弁償の額については、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会(三者協)で決定した災害医療救護従事者の実費弁償額に原則として準ずる。

又、(1)イの定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(扶助費)

第11条 甲の要請に基づき、乙が行った医療救護活動の従事者又は合同訓練参加者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金については、その者が通常得ている収入の額を基準として、「災害救助法」(昭和22年法律第118号)に基づき算出した額とし、甲が負担するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定期間は、甲乙いずれからか協定解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第14条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成8年5月28日

4 医療救護活動

東京都千代田区九段南一丁目 6 番 11 号
甲 東京都千代田区
代表者 千代田区長 木 村 茂

東京都千代田区麹町二丁目 4 番地
乙 麹町薬剤師会
代表者 会 長 都 築 喜 市

東京都千代田区神田小川町三丁目 2 番地
乙 神田薬剤師会
代表者 会 長 石 津 勝 男

災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定書

東京都千代田区を「甲」とし、千代田中央区柔道接骨師会[(社)東京都柔道接骨師会千代田・中央支部]を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都千代田区地域防災計画に基づき、甲が行う災害応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- (1) 傷病者に対する応急救護(柔道整復師法「昭和45年法律第19号」に規程された業務の範囲)の実施
- (2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供
- (3) 傷病者に対する応急救護に必要な労務の提供

(協力の要請)

第3条 甲が、乙に対して協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、実施場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については甲の指定する者が行い、応急救護に係る必要な指示については医師会会長の指定する医師が行うものとする。

(療養費)

第6条 救護所における療養費は無料とする。

(費用弁償)

第7条 甲は乙の協力に係わる衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、乙がおこなった救護活動等に係る従事者の損害補償については「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和41年千代田区条例第12号)の例による。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

4 医療救護活動

(細 目)

第 10 条 この協定の実施に関する細目は、別途定めるものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、平成 4 年 4 月 16 日から平成 5 年 3 月 31 日までとする。
ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに甲・乙なんらの申出がないときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 4 年 4 月 16 日

甲 東京都千代田区九段南一丁目 6 番 11 号
東京都千代田区
千代田区長 木 村 茂

乙 東京都千代田区平河町 1-3-8 平河町プラザ 404
千代田中央区柔道接骨師会
[(社)東京都柔道接骨師会千代田・中央支部]
会 長 久 保 孝 敏

災害時における動物救護活動に関する協定書

千代田区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会（以下「乙」という。）とは、千代田区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力（以下「協力」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、計画に基づき動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

（動物救護活動の実施場所）

第3条 協力は、甲が避難場所等に設置する救護所等において行うものとする。

（協力の内容）

第4条 協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）負傷した動物の応急手当に関すること。
- （2）被災した動物の保護及び管理に関すること。
- （3）被災した動物の情報の収集及び提供に関すること。
- （4）動物の死亡の確認

（負担）

第5条 甲は、乙に対し、前項各号に規定する協力に必要な用地、施設、設備、物資等を可能な限り提供するものとする。

（費用弁償）

第6条 乙は、協力が終了したときは、甲に対し速やかに協力内容の報告をするとともに、協力に要した費用を請求するものとする。

2 前項の規定により乙が甲に対して請求する費用の額は、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡会）

第7条 この協定を円滑に実施するため、甲乙間の連絡会を設け、必要に応じて開催するものとする。

（損害賠償）

第8条 協力に従事した者がその従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、千代田区防災の応急措置に従事した区民等の損害補償に関する条例（平成12年千代田区条例第41号）の規定に基づき、甲が補償を行うものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通保有する。

4 医療救護活動

平成24年4月1日

甲 千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区
代表者 千代田区長 石 川 雅 己

乙 港区青山一丁目1番1号
公益社団法人東京都獣医師会
代表者 会 長 村 中 志 朗

区と民間団体・企業との協定(総括表)

	応援協定の名称	構成団体または締結先
1	災害時における応急用米穀の優先供給に関する協定書 (昭和 55 年2月締結)	東京都米穀小売商業組合 千代田支部
2	災害時における麺類等による給食に必要な労務等の提供に関する覚書 (昭和 55 年6月締結)	東京都麺類協同組合 神田支部 麴町支部 丸の内支部
3	災害時における米飯等による給食に必要な労務等の提供に関する覚書 (昭和 55 年6月締結)	東京都指定食堂協同組合神田支部 東京都指定食堂協同組合麴町支部 東京都指定食堂協同組合丸の内支部
4	災害時における石油類の優先供給に関する協定書 (昭和 58 年 10 月締結)	東京都石油商業組合千代田支部 東京都石油業協同組合千代田支部
5	災害時における燃料等の優先供給に関する協定書 (昭和 58 年 10 月締結)	東京都燃料小売商業組合神田支部 東京都燃料小売商業組合麴町支部
6	災害時におけるプロパンガスの優先供給に関する協定書 (昭和 58 年 12 月締結)	東京都プロパンガス協会 中央支部千代田地区
7	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 16 年 1 月締結)	学校法人明治大学
8	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 17 年 3 月締結)	学校法人専修大学
9	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 17 年 3 月締結)	学校法人法政大学
10	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 18 年 3 月締結)	学校法人上智大学
11	災害時における衛生活動に関する協定 (平成 18 年 5 月締結)	東京都理容生活衛生同業組合 麴町支部 神田支部
12	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 19 年2月締結)	学校法人日本大学
13	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 20 年3月締結)	学校法人二松学舎

5 応急用物資、役務の優先供給

	応援協定の名称	構成団体または締結先
14	災害時における清涼飲料水の提供 (平成 20 年8月締結)	株式会社ジャパンビバレッジ
15	災害時における電気製品等の提供協力に関する協定 (平成 20 年8月締結)	株式会社ヨドバシカメラ
16	災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定 (平成 20 年8月締結)	千代田区造園建設業防災協力会
17	災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書 (平成 21 年3月再締結)	一般社団法人東京都トラック協会 千代田支部
18	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 21 年3月締結)	学校法人東京家政学院大学 東京家政学院短期大学
19	災害時における車両等障害物除去応急業務についての協定 (平成 21 年3月締結)	社団法人東京都自動車整備振興会中央支部
20	災害時における道路応急対策業務に関する協定 (平成 21 年3月締結)	千代田区土木防災協会
21	災害時における応急対策活動等に関する協定 (平成 22 年1月締結)	社団法人日本建築家協会関東甲信越支部 千代田地域会
22	災害時における区立施設の電気設備復旧業務の協力に関する協定 (平成 22 年1月締結)	千代田区防災協力会
23	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 23 年 12 月締結)	学校法人大妻学院
24	災害時における区立施設の給排水設備復旧業務の協力に関する協定 (平成 22 年1月締結)	千代田区災害対策管工事協力会
25	災害時におけるトイレパックの提供協力に関する協定 (平成 24 年8月締結)	株式会社総合サービス
26	災害対策用マンホールトイレ提供に係る協定書 (平成 25 年 10 月締結)	野村不動産株式会社都市開発事業本部
27	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 25 年1月締結)	学校法人日本歯科大学

	応援協定の名称	構成団体または締結先
28	大規模災害時における協力体制に関する基本協定 (平成 25 年9月締結)	学校法人共立女子学園
29	災害時における応急対策への協力に関する協定書 (平成 27 年3月締結)	三和シャッター工業株式会社
30	千代田区防災行政無線等の活用に関する覚書 (平成27年10月締結)	東京ガス株式会社中央支所
31	大規模災害時等における電力復旧等に関する覚書 (平成27年12月締結)	東京電力パワーグリッド株式会社銀座支社
32	災害発生時におけるダンボール製品の優先的供給に関する協定 (平成 28 年 12 月締結)	セツカートン株式会社
33	災害にかかる情報発信等に関する協定 (令和2年2月締結)	ヤフー株式会社
34	災害時等における物資の優先供給に関する協定書 (令和2年 10 月締結)	川上産業株式会社
35	災害時における輸送車両及び給電車両の提供に関する協定書 (令和2年 11 月締結)	トヨタモビリティサービス株式会社
36	災害時等における給電車両貸与に関する協定書 (令和3年3月締結)	トヨタモビリティ東京株式会社
37	災害時における緊急物資輸送等に関する協定 (令和5年3月締結)	佐川急便株式会社
38	災害時における住家被害認定調査等の協力に関する協定 (令和5年3月締結)	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

大規模災害時における協力体制に関する基本協定

地震等大規模災害時における、地域住民、在勤者等の安全確保や生活復興などの応急対策を迅速に推進するため、「千代田区」（以下「甲」という。）と「学校法人 明治大学」（以下「乙」という。）は、災害発生時の協力に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、区民、在勤者及び区内訪問者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るために執る甲及び乙の協力体制について定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に前条に規定する協力を要請する場合は、予め定めている甲、乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲から、前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力に努めるものとする。

ただし、真にやむを得ない事情により、協力要請に応じられない場合はこの限りでない。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲から派遣要請のあった被災場所及び避難場所等への学生ボランティアの派遣
- (2) 区民等の安全確保のための、大学施設の一部の一時的避難施設としての提供（ただし、甲が地域防災計画において予め規定する避難場所及び帰宅困難者支援場所への避難が、災害状況及び天候等により、困難な場合の二次的施設としての使用とする。）
- (3) 大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄物資の提供（提供できる資器材等を有しない場合を除く。）
- (4) その他の協力要請事項

（ボランティア組織の整備）

第5条 乙は、前条第1項(1)による派遣を行うため、予め、学生ボランティアの募集、登録、養成等を行うこととする。

2 甲は、前項の規定による乙の活動を支援するため、必要な資器材の提供等を行うこととする。

（施設提供期間）

第6条 第4条第1項(2)の施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間（1週間程度）として、被災者が自宅に帰宅又は千代田区が指定する施設に移動するまでの期間とする。

ただし、これを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

（経費の負担）

第7条 第4条の協力に要した経費は、原則として、甲が負担するものとする。

(実施細目)

第8条 ボランティア養成に係る支援内容及び資器材内容、施設提供に係る具体的施設・収容人員等、本協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協 議)

第9条 この協定に関する疑義や定めのない事項については、甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

(附 則)

1 この協定は、平成16年1月14日から適用する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年1月14日

甲 千代田区長 石 川 雅 己

乙 学校法人 明治大学
理 事 長 長 吉 泉

給水施設の維持管理及び運用に関する協定

東京都を甲とし、千代田区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例(昭和46年東京都条例121号)に基づき東郷元帥記念公園内に設置した給水施設(以下「給水施設」という。)の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協 力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、昭和60年7月17日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和60年7月17日

甲 東京都
代表者 東京都知事 鈴木 俊 一

乙 千代田区
代表者 千代田区長 加 藤 清 政

給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、東京都千代田区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例(昭和46年東京都条例第121号)に基づき都立日比谷公園内に設置した給水施設(以下「給水施設」という。)の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協 力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、平成3年7月26日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成3年7月26日

甲 東京都知事 鈴木 俊 一

乙 東京都千代田区長 木 村 茂

都立学校内における給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、東京都教育委員会教育長を乙とし、千代田区長を丙とし、甲乙丙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、千代田区内に乙が所管する都立一橋高校内に甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき、設置した給水施設（以下給水施設という）の維持管理及び運用に開して必要な基本的事項を定めることにより、災害時における円滑な応急給水活動に資することを目的とする。

(協 力)

第2条 甲、乙及び丙は、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

3 東京都水道局長は維持管理作業を実施するに際して、設置校の学校長の承諾を得るものとする。

(応急給水)

第4条 応急給水は、原則として、丙が行うものとする。但し、乙も状況に応じて応急給水を行うことができる。

(平常時使用)

第5条 丙が前条以外の目的で給水施設を使用する場合は、事前に東京都水道局長及び乙の承諾を得ること。

(損害補償)

第6条 丙が第4条の応急給水及び前条の平常時に給水施設を使用する際に乙の施設等に損害を与えた時は、丙が損害を補償するものとする。

2 甲が第3条の給水施設の維持管理を実施する際に乙の施設等に損害を与えた時は、甲が損害を補償するものとする。

3 乙の故意又は過失により給水施設の一部を破損した場合は、その修繕に掛かる費用は乙の負担とする。

(費用負担)

第7条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 丙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外に係わる経費を負担するものとする。

(取り壊し等)

第8条 都立学校内における給水施設の設置に関する協定書第6条により、給水施設を取り壊し及び移設する場合は、甲は事前に丙へ通知すること。

(実施細目)

第9条 丙、東京都水道局長及び当該都立学校の長は、この協定の実施に関して必要な事項について協議するものとする。

(疑義の決定)

第10条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(適用期日)

第11条 この協定は、平成8年10月22日から適用する。

甲、乙及び丙は、上記協定締結の証として、本協定書を3通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成8年10月21日

甲 東京都知事 青島幸男

乙 東京都教育委員会教育長 市川正

丙 千代田区長 木村茂

都立高等学校における避難所施設利用に関する協定書

東京都千代田区長を「甲」とし、東京都立〇〇高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3条 甲は、災害発生時及び、まさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要し通知するいとまがないときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は原則として災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により期間を延長する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。この場合甲は、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に務めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に、避難所使用終了届を提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協 議)

第 10 条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 10 月 22 日

東京都千代田区九段南一丁目 6 番 11 号
甲 東京都千代田区
代表者 千代田区長 木 村 茂

東京都千代田区永田町二丁目 16 番 1 号
乙 東京都立日比谷高等学校
代表者 校 長 久 野 猛

東京都千代田区東神田一丁目 12 番 13 号
乙 東京都立一橋高等学校
代表者 校 長 川 島 正 雄

防災備蓄倉庫の使用等に関する協定書

東京都住宅供給公社(以下「甲」という。)と東京都千代田区(以下「乙」という。)とは、甲が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく東京都千代田区総合設計許可要綱(平成元年 5 月 1 日施行)による乙との協議に基づき、甲が東京都労働経済局と合築で建築した建物(以下甲の所有する建物部分を「トミントワー飯田橋三丁目」、東京都労働経済局の所有する建物部分を「シニアワーク東京」という。)に設置した防災備蓄倉庫(以下「備蓄倉庫」という。)を乙が使用することについて次のとおり協定を締結する。

(備蓄倉庫の位置等)

第 1 条 甲が設置した備蓄倉庫はつぎのとおりとする。

所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 3 号及び 1 号
シニアワーク東京及びトミントワー飯田橋三丁目敷地内
鉄骨鉄筋(一部鉄筋)コンクリート造地下 3 階地上 25 階建のうち鉄筋コンクリート造地下 1 階部分延床面積 3,253.82 m²のうち 21.24 m²(別添図面赤色図示部分)

(使用料)

第 2 条 甲は備蓄倉庫を、乙に無償で使用させるものとする。

(用途指定)

第 3 条 乙は備蓄倉庫を災害対策用備蓄物資倉庫としてのみ使用するものとする。

(使用期間及び期間更新)

第 4 条 備蓄倉庫の使用期間は平成 8 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

ただし、使用期間満了の 3 ヶ月前までに甲、乙いずれか一方から更新しない旨の意思表示がないときは、更に 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(目的外使用等の禁止)

第 5 条 乙は備蓄倉庫を第 3 条で定める用途以外の用途に使用したり、第三者に転貸することはできないものとする。

(維持管理等)

第 6 条 備蓄倉庫の維持管理については、別途覚書を取り交わすものとする。なお、備蓄倉庫の使用にかかる電気料は、別途協議するものとする。

(協定の終了及び破棄)

第 7 条 使用期間内であっても、乙が備蓄倉庫を第 3 条で定める用途に供さなくなったときには本協定は終了するものとする。この場合、乙は、用途に供さなくなる日の 3 ヶ月前までに甲に通知するものとする。

2 甲は使用期間内であっても、特別の事情がある場合は、本協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は破棄しようとする日の 3 ヶ月前までに乙に通知するものとする。

3 甲は、乙がこの協定に違反した場合は、本協定を破棄することができるものとする。

(協定の終了等に伴う備蓄倉庫の明け渡し)

第8条 乙は、本協定が終了し、又は破棄された場合は備蓄倉庫を原状に復し、甲に明け渡すものとする。ただし、使用期間中に生じた施工部分の原状回復については、第6条により取り交わす覚書の定めるところによるものとする。

(明け渡しの時期等)

第9条 前条に定める乙の備蓄倉庫の明け渡しについては、この協定で定める使用期間が終了する日、又は、本協定が破棄される日までに行わなければならないものとする。

2 乙は、前項の明け渡し期限までに備蓄倉庫を明け渡すことのできない特別の事情があるときは、協議の上、甲の承認を得るものとする。

(使用上の損傷等に対する損害の補てん)

第10条 乙は、その責に帰する事由により備蓄倉庫及びその付帯設備その他これに付随する共用部分に損傷を与えた場合は、修復等必要な措置を講じなければならないものとする。

2 乙は本協定の各条項に違反したり、乙の責に係る管理義務を怠ること等によって、甲もしくは第三者に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第11条 地震、火災、水害等の災害及び盗難等、甲の責に帰することのできない事由によって乙が被った損害に対しては、甲はその責を負わないものとする。

(協議事項)

第12条 損害賠償等、本協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた場合は甲乙が協議の上解決するものとする。

本協定締結の証とするため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成8年4月1日

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号
甲 東京都住宅供給公社
理事長 三 科 亮 次

東京都千代田区九段南一丁目6番11号
乙 東京都千代田区
区 長 木 村 茂

防災備蓄倉庫の維持管理に関する覚書

東京都住宅供給公社を甲、東京都千代田区を乙として平成8年4月1日付で締結した、「防災備蓄倉庫の使用等に関する協定書」第6条に基づき、備蓄倉庫の維持管理について次のとおり覚書を取り交わす。

第1 乙は備蓄倉庫を使用するにあたり、甲の了解のもとに維持管理する。

第2 乙は備蓄倉庫を使用するにあたり、甲と東京都労働経済局とがこの合築建物について別に定めた管理協定等を遵守し、災害対策用備蓄物資の搬出入に際しては、甲に事前に通知するものとする。

ただし、次に掲げるような場合で、甲に事前通知することができなかった時はこの限りではない。この場合、乙は甲にたいしその旨をすみやかに通知するものとする。

(1) 災害が発生した場合

(2) まさに災害が発生しようとしている場合

第3 甲は乙に備蓄倉庫の鍵を貸与し、乙はその鍵の保管、管理について乙の責任で運用する。

第4 乙が備蓄倉庫を使用するにあたり、必要造作の新設若しくは模様替え等を行う場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

第5 備蓄倉庫の前項に係る造作の新設、模様替えの実施等の費用は乙において負担する。ただし、当初より甲が設置していた備品等の更新については、その原因が通常の使用の結果当然に生じたものと認められる場合は甲の負担において行う。

第6 備蓄倉庫の使用にあたり修繕を要する箇所が生じたときは、乙は速やかにその旨を甲に報告するとともに修繕は次の区分に従いそれぞれが行う。

(1) 修繕を要する箇所が本覚書第4により乙において設置したものである場合は乙の負担において行う。

(2) 修繕を要する箇所が乙において設置した以外の施設で、その原因が通常の使用の結果当然に生じたものと認められた場合は、甲の負担において行う。

第7 協定書第8条ただし書きに定める使用期間中に行った施工部分の原状回復については、乙が施工した施設等は、乙の負担において原状に復するものとする。

本覚書の成立を証し本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 東京都住宅供給公社
理事長 三 科 亮 次

乙 東京都千代田区
区 長 木 村 茂

大規模地震災害時又は警戒宣言時の施設利用に関する協定

千代田区(以下「甲」という。)と環境省自然環境局(以下「乙」という。)とは、大規模地震災害時又は警戒宣言発令時における地域応援活動の一環として、乙が所管する施設を帰宅困難者支援場所とするために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、千代田区において大規模地震に伴う災害が発生した場合又は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第13号に規定する警戒宣言が発せられた場合に、甲が実施する応急対策活動(以下「帰宅困難者支援活動」という。)に乙が協力するときの手続き、範囲その他必要な事項を定めることを目的とする。

(帰宅困難者支援場所の設置)

第2条 甲は帰宅困難者支援活動を円滑に行うため、情報提供や応急食料配布等を主目的とした活動を行うためのスペースとして帰宅困難者支援場所(以下「支援場所」という。)を設置する。

2 前項の支援場所は次の施設に置く。

- (1) 皇居前広場
- (2) 北の丸公園

(支援場所として利用できる敷地)

第3条 前条第2項の施設のうち支援場所として利用できる敷地の範囲は、国家的災害活動用地等を除き、甲乙協議の上定めるものとする。

2 甲は支援場所として利用できる敷地の範囲を、近隣事業者及び住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 支援場所の管理運営については甲が行い、乙は甲に協力するものとする。

(支援活動の内容)

第4条 甲が支援場所で行う支援活動は次のとおりとする。

- (1) 帰宅困難者への一時的な滞留場所の提供及び支援
- (2) 負傷者の一時的な救護
- (3) その他区長が必要と認める支援活動

2 前項の支援活動は、乙が行う国家的災害活動や自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他施設運営を阻害するものであってはならない。

(開始の通知)

第5条 甲が支援場所における支援活動を開始するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要し前項の通知をするいとまがないときは、前項の規定にかかわらず、ただちに支援活動を開始することができるものとする。この場合、できるだけ早い時期に乙に対し開始した旨を通知するものとする。

(第三者加害)

第6条 乙が行う甲に対する協力活動に関して第三者との間に紛争が生じた場合、甲は解決のために適切な措置を講ずるものとする。

6 給水・避難所・倉庫施設

(損害補償)

第7条 帰宅困難者支援活動により乙の職員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償については、「千代田区防災の応急措置に従事した区民等の損害補償に関する条例」(平成12年千代田区条例第41号)によるものとする。

(訓練等)

第8条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(運 用)

第10条 この協定の実施に係る細目的事項については、付属書によるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は協定締結の日から平成17年3月31日までの間とする。ただし、有効期限の満了する2か月前までに甲乙いずれからもこの協定の廃止についての意思表示がない場合は、引き続き2年間、自動的に有効期間を延長し、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする

平成15年9月18日

甲 千代田区九段南一丁目6番11号
千代田区
代表者
千代田区長

石 川 雅 己

乙 千代田区霞ヶ関一丁目2番2号
環境省自然環境局
代表者
環境省自然環境局長

小 野 寺 浩

【付属書】

大規模地震災害時又は警戒宣言時の施設利用に関する協定について

大規模地震災害時又は警戒宣言時における地域応援に関する協定の運用は次による。

1 協定の趣旨

協定は、大規模地震(千代田区地域防災計画で想定する程度の地震をいう。以下同じ。)発生時又は警戒宣言発令時に、地域応援活動のため皇居前広場及び北の丸公園を帰宅困難者支援場所として利用するための指針を示すものである。

2 帰宅困難者支援活動

(1) 甲は、災害の発生状況及び拡大状況等を総合的に判断し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第65条第1項に規定する応急措置を強化するため緊急の必要があると認める場合は、乙に対して応援の要請を行うものとする。

(2) 協定第3条第3項に規定する甲が行う運営は次のとおりとする。

- ア 職員の巡回又は配置
- イ 滞留者及び帰宅困難者数の把握、関連情報の提供
- ウ 滞留者及び帰宅困難者数に応じた仮設トイレの設置
- エ 必要な水・食料の支給
- オ 受入可能な避難所等へ滞留者及び帰宅困難者の誘導
- カ その他必要な事項

3 情報連絡

情報の連絡は、相互に電話等で行うものとする。

4 交通事故の適用除外

協定第6条の規定は、交通事故による場合を除くものとする。

5 付属書の改定

この付属書は、協定の趣旨を逸脱しない範囲において、甲及び乙それぞれの担当部局の長の協議により改定できるものとする。

震災等大規模災害時における相互応援に関する協定

東京都千代田区(以下「甲」という。)と群馬県吾妻郡嬭恋村(以下「乙」という。)とは友好提携を締結する都市として相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域において地震等の大規模災害が発生した場合、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

(応援の要請)

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な応援の要請は、必要事項を示し連絡担当課を通じて、行うものとする。

(協 力)

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って可能な限り応援に努めるものとする。

なお、通信手段が途絶し、直接要請することが不可能な場合に、応援を要する状況にあることが判明したときも同様とする。

(応援内容)

第4条 前条に規定する、応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の受入れのための施設の提供
- (4) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した者が負担するものとする。

(応急物資等の輸送)

第6条 応急物資及び応援職員等の輸送は、応援する側が行うものとする。ただし、双方協議により相手方に依頼し又は分担することができる。

(連絡担当課)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課を定め、災害が発生したとき又は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに情報交換を行うものとする。

(ボランティアへの支援)

第8条 甲及び乙は、個人又は団体から応援の申し出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図れるよう努めるものとする。

(啓発事業への協力)

第9条 甲及び乙は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、それぞれが実施する防災啓発事業に積極的に協力するものとする。

(協 議)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

(付 則)

1. この協定は、平成10年6月1日から施行する。
2. 「震災等大規模災害時における相互応援に関する協定書」(昭和64年4月1日施行)は廃止する。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年5月26日

東京都千代田区九段南一丁目6番11号
甲 東京都千代田区長 木 村 茂

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前110番地
乙 群馬県嬬恋村村長 松 本 先

震災等大規模災害時における相互応援に関する協定

東京都千代田区(以下「甲」という。)と秋田県五城目町(以下「乙」という。)とは友好提携を締結する都市として相互協力の精神に基づき、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域において地震等の大規模災害が発生した場合、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

(応援の要請)

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な応援の要請は、必要事項を示し連絡担当課を通じて、行うものとする。

(協 力)

第3条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従って可能な限り応援に努めるものとする。

なお、通信手段が途絶し、直接要請することが不可能な場合に、応援を要する状況にあることが判明したときも同様とする。

(応援内容)

第4条 前条に規定する、応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の受入れのための施設の提供
- (4) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 前号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した者が負担するものとする。

(応急物資等の輸送)

第6条 応急物資及び応援職員等の輸送は、応援する側が行うものとする。ただし、双方協議により相手方に依頼し又は分担することができる。

(連絡担当課)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課を定め、災害が発生したとき又は災害の発生のおそれのある場合は、速やかに情報交換を行うものとする。

(ボランティアへの支援)

第8条 甲及び乙は、個人又は団体から応援の申し出があった場合は、その内容を把握整理し、適切な支援が図れるよう努めるものとする。

(啓発事業への協力)

第9条 甲及び乙は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、それぞれが実施する防災啓発事業に積極的に協力するものとする。

(協 議)

第10条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

(付 則)

1. この協定は、平成10年6月1日から施行する。
2. 「震災等大規模災害時における相互応援に関する協定書」(平成2年4月1日施行)は廃止する。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年5月26日

東京都千代田区九段南一丁目6番11号
甲 東京都千代田区長 木 村 茂

秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番1
乙 秋田県五城目町長 佐 藤 邦 夫

特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
- 4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っている間は応急対応に支障が出ると予想される場合は自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
- 5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
- 6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

- 2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第4条の2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

(相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区への応援職員の派遣
 - ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
 - ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区への救援物資の提供
 - ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
 - ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区へのボランティアの斡旋
 - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
 - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
 - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

- 2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

7 相互応援

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

千代田区長	石川 雅己	新宿区長	中山 弘子
中央区長	矢田 美英	文京区長	成澤 廣修
港区長	武井 雅昭	台東区長	吉住 弘
墨田区長	山崎 昇	豊島区長	高野 之夫
江東区長	山崎 孝明	北区長	花川 與惣太
品川区長	濱野 健	荒川区長	西川 太一郎
目黒区長	青木 英二	板橋区長	坂本 健
大田区長	松原 忠義	練馬区長 職務代理者 副区長	琴尾 隆明
世田谷区長	保坂 展人	足立区長	近藤 弥生
渋谷区長	桑原 敏武	葛飾区長	青木 克徳
中野区長	田中大輔	江戸川区長	多田 正見
杉並区長	田中 良		

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目 (協定第2条・3条・4条関係)

1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

- ① 第1順位 区長会会長区
- ② 第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区
- ③ 第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

- ① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。
- ② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

- ① 本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合
- ② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区ならびに東京都等の関係団体に連絡する。

5 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

7 相互応援

7 本部の役割と支援区の協力体制

- (1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。
- (2) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担を掛けない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。
- (3) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

8 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区ならびに支援区による支援対策会議を招集することができる。

- (1) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合
- (2) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合
- (3) 本部を解散する場合
- (4) その他協議が必要な場合

9 本部の解散

本部は、8の(3)の決定により解散する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援 に関する実施細目 (協定第5条第1号関係)

- 1 被災区への応援職員の派遣
 - ① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。
 - ② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。
 - ③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。
 - ④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限りこたえるよう努める。
- 2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
 - ① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。
 - ② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。
 - ③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。
- 3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備の上被災地に向かうこととする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資 の受入支援に関する実施細目 (協定第5条第2号関係)

- 1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
 なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬入するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

7 相互応援

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難 場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目 (協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ①避難者数
 - ②傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ①避難場所周辺の被災の状況
 - ②避難場所に関する情報
 - ③交通機関の状況
 - ④その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。）
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目 (協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
 なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

動物の保護に関する実施細目 (協定第5条第6号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目 (協定第5条第7号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。
 なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目 (協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

（附則）

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目 (協定第5条第9号関係)

1 被災区への専門職員の派遣

- (1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
 - ② 応援を必要とする期間
 - ② その他必要な事項
- (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

- (1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

- ① 災害時要援護者の態様と人員
 - ② 開設を希望する施設の種類
 - ③ 開設を希望する期間
 - ④ 避難者の移送方法
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

- (1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。
- (2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目 (協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目 (協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査 及びり災証明発行に関する実施細目 (協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容を取りまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目 (協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容を取りまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目 (協定第5条第14号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

7 相互応援

児童・生徒の受け入れ、応急教育の実施等に関する実施細目 (協定5条第15号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受け入れ、応急教育等に関し、要請することができる。
要請の要領は、次のとおりとする。
 - (1) 受け入れを要請する児童・生徒の人数
 - (2) 受け入れを必要とする期間
 - (3) その他必要な事項
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受け入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における 施設等の提供に関する実施細目 (協定第5条第16号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入に支援に関する実施細目（第5条第1号関係）」に準ずるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

千代田区(以下「甲」という。)と千代田区社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時におけるボランティア活動の受入れ等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時において甲及び乙が協力して行う災害応急対策活動支援のためのボランティア活動等に関し、必要な事項を定める。

(災害ボランティアセンターの設置)

第2条 乙は、災害時の効果的なボランティア活動を推進するため、次の各号のいずれかの場合に、緊急対応のため千代田区社会福祉協議会災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)を設置する。

- (1) 東京23区内で、震度5強以上の地震が起きたとき。
- (2) 地震防災対策強化地域判定会が招集されたとき又は警戒宣言が発せられたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲がセンターの設置を必要と認め、乙に設置を要請したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がセンターの設置を必要と認めたとき。

(協力・要請・報告)

第3条 甲は、甲のみでは十分な災害応急対策活動を実施することが出来ないと認めるときは、乙に対して必要な協力を求めることが出来る。

- 2 甲と乙は、連携・協力しながらセンターの設置・運営につき必要な業務を実施するよう努めるものとする。
- 3 前条第3号の規定により甲が乙にセンターの設置を要請する場合は、日時、場所、内容を明記して、文書により行う。ただし、緊急時においては、適宜の方法により依頼したうえ、事後において文書によることができる。
- 4 乙は、センターを設置したときは、文書により甲に報告する。

(要請内容等)

第4条 甲が災害応急対策活動を実施する上で、乙に要請する内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受け入れ、派遣に関すること
- (2) 避難所運営・維持等に関する業務支援。
- (3) 自宅避難者の生活に関する業務支援。
- (4) その他、災害応急復興対策業務に関する支援。

(乙の義務等)

第5条 乙は災害時、センターをもってボランティアの受け入れ、派遣等を行なう。ただし、区等との協定に基づき、協定機関と連携した具体的活動を行なうことが予め定められている団体等を除く。

- 2 乙は、平常時より災害時に備えたセンター調整機能を整備する。
- 3 甲は、平常時より乙に対して、前項の整備に関する必要な支援を行うものとする。

7 相互応援

(設置場所)

第6条 センターの設置場所は、西神田併設庁舎内とする。ただし、西神田併設庁舎が被災し、設置場所とすることが困難な場合は、甲がこれに代わる場所を確保するものとする。

2 甲は、乙が著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの必要性を認めたときは、乙の要請により拠点を確保することに努めるものとする。

(関係団体等との協力体制)

第7条 乙は、甲とともに、センターを始め各種ボランティアや地域住民及び消防署等関係団体との協力体制を確立するため、平常時から相互に協議し、訓練を行い、良好な関係を維持するものとする。

(資器材等の確保)

第8条 甲と乙は、災害時に必要な資器材並びにボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

(費用負担)

第9条 災害時において甲及び乙が協力して行う災害応急・復旧活動等に関し、必要な費用は甲が負担するものとする。

2 乙は当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

3 乙は費用の内訳について甲の要求に応じ説明するものとする。

(損害補償)

第10条 災害応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害の補償はボランティア保険によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項並びにこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成16年1月14日から平成17年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙に何らの意思表示もないときは、1年間延期されたものとみなし、以後も同様とする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成 16 年 1 月 14 日

- 甲 千代田区九段南 1-6-11
千代田区長 石 川 雅 己
- 乙 千代田区西神田 1-3-4
社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会
会 長 前 田 又兵衛

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、千代田区（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、千代田区の地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 千代田区内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 乙の災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他甲又は乙が必要とする事項

（情報連絡員の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、前項の規定による派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成 25 年 7 月 31 日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館
国土交通省
関東地方整備局長 森 北 佳 昭

乙) 東京都千代田区九段南一丁目 2 番 1 号
千代田区
区長 石 川 雅 己

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第 3 条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
 - (2) 協力の内容
 - (3) 協力の期間
 - (4) 協力の場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第 2 条第 1 項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前 2 項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 前条第 1 項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 2 前条第 2 項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

（自主協力）

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）

第6条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

（都の役割）

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

7 相互応援

令和3年12月27日

東京都
代表者 東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）
代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）
代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）
代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

(別表)

都内 23 特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内 26 市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内 13 町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

